

## 主な内容

- 倒産防止相談室開設 ..... 1頁  
労働時間短縮対策 ..... 1頁  
構造改善に税の特典 ..... 3頁  
地方の時代と田園都市 ..... 3頁

# 商工うつのみや

創立明治26年8月  
宇都宮商工会議所  
宇都宮市塙田1丁目  
2番23号  
〒320 電話 22-7151丸  
編集人 金子浩藏  
印刷所 三共印刷株式会社

宇都宮市の人口 369,413人  
当会議所会員 4,760人

## 倒産防止特別相談室

### 会議所内に開設

#### 事前相談で対策

##### 商工調停士等が担当

宇都宮商工会議所は、四月十八日から中小企業者のための「倒産防止特別相談室」を開設、業務を始めています。この相談室は、全国七十三都市に設置されました。本県では宇都宮商工会議所一か所だけです。業務の内容は、売掛金の回収難手形の決済困難、貸倒れ発生など資金繰りが悪化したときや、経営上の難題に直面したとき、また倒産防止上公済制度の内容などをついての各種相談に応じます。相談料は無料、秘密は厳守します。

また、相談は次の商工調停士六人、公認会計士、税理士、中小企業診断士の八人の方が担当します。

（商工調停士）  
荒牧春二郎 副会頭 商店街連

（公認会計士）  
横倉 良夫 常議員 中小企業

（税理士）  
竹石 丑松 常議員 鉢田地理

（中小企業診断士）  
柴田 智男 議員 建設業協会

（弁護士）  
永野 光雄 同 員 機械工業会

（会長）  
佐藤義夫 横堀晃夫

（公認会計士）  
鈴木良亮 木村繁

（会員）  
斎藤文吉 鈴木友吉

（税理士）  
鎌野 明

（会員）  
石島吉造

（会員）  
大庭良夫

（会員）  
鈴木良夫

（会員）  
佐藤義夫

（会員）  
横堀晃夫

（会員）  
斎藤文吉 鈴木友吉

（会員）  
鎌野 明

（会員）  
石島吉造

（会員）  
大庭良夫

（会員）  
鈴木良夫

（会員）  
佐藤義夫

（会員）  
横堀晃夫

（会員）  
斎藤文吉 鈴木友吉

（会員）  
鎌野 明

（会員）  
石島吉造

（会員）  
大庭良夫

（会員）  
鈴木良夫

（会員）  
佐藤義夫

（会員）  
横堀晃夫

（会員）  
斎藤文吉 鈴木友吉

（会員）  
鎌野 明

（会員）  
石島吉造

（会員）  
大庭良夫

（会員）  
鈴木良夫

（会員）  
佐藤義夫

（会員）  
横堀晃夫

（会員）  
斎藤文吉 鈴木友吉

（会員）  
鎌野 明

（会員）  
石島吉造

（会員）  
大庭良夫

（会員）  
鈴木良夫

（会員）  
佐藤義夫

（会員）  
横堀晃夫

（会員）  
斎藤文吉 鈴木友吉

（会員）  
鎌野 明

（会員）  
石島吉造

（会員）  
大庭良夫

（会員）  
鈴木良夫

（会員）  
佐藤義夫

（会員）  
横堀晃夫

（会員）  
斎藤文吉 鈴木友吉

#### 求人申込会

##### 来春卒業の求人申込会

15日に開催

来春三月の新規卒業者の求人申

（（一）の沢町五〇八）

（（二）所定外労働時間の排除）

（（三）所定外労働は本来、緊急・臨時

の場合にだけ行うものであり、所

（（四）前項でも述べた通り、所定外労

（（五）定外労働がなくして済むような労働

（（六）定外労働がなくして済むような労働

（（七）時間制なり要員配達の措置をとる

（（八）これが望ましい）

（（九）この点を強調しています）

（（十）所定外労働時間の排除）

（（十一）所定外労働は本来、緊急・臨時

（（十二）の場合は、所定外労働は、あくまで緊急・臨時のものであり、恒常的なものではない）

（（十三）の場合は、所定外労働は、あくまで緊急・臨時のものであり、恒常的なものではない）

（（十四）の場合は、所定外労働は、あくまで緊急・臨時のものであり、恒常的なものではない）

（（十五）の場合は、所定外労働は、あくまで緊急・臨時のものであり、恒常的なものではない）

（（十六）の場合は、所定外労働は、あくまで緊急・臨時のものであり、恒常的なものではない）

（（十七）の場合は、所定外労働は、あくまで緊急・臨時のものであり、恒常的なものではない）

（（十八）の場合は、所定外労働は、あくまで緊急・臨時のものであり、恒常的なものではない）

（（十九）の場合は、所定外労働は、あくまで緊急・臨時のものであり、恒常的なものではない）

（（二十）の場合は、所定外労働は、あくまで緊急・臨時のものであり、恒常的なものではない）

（（二十一）の場合は、所定外労働は、あくまで緊急・臨時のものであり、恒常的なものではない）

（（二十二）の場合は、所定外労働は、あくまで緊急・臨時のものであり、恒常的なものではない）

（（二十三）の場合は、所定外労働は、あくまで緊急・臨時のものであり、恒常的なものではない）

（（二十四）の場合は、所定外労働は、あくまで緊急・臨時のものであり、恒常的なものではない）

（（二十五）の場合は、所定外労働は、あくまで緊急・臨時のものであり、恒常的なものではない）

（（二十六）の場合は、所定外労働は、あくまで緊急・臨時のものであり、恒常的なものではない）

（（二十七）の場合は、所定外労働は、あくまで緊急・臨時のものであり、恒常的なものではない）

（（二十八）の場合は、所定外労働は、あくまで緊急・臨時のものであり、恒常的なものではない）

（（二十九）の場合は、所定外労働は、あくまで緊急・臨時のものであり、恒常的なものではない）

（（三十）の場合は、所定外労働は、あくまで緊急・臨時のものであり、恒常的なものではない）

# 生まれ変われ。色彩やかに

当社の今年のテーマです。

**MITACACDC.**

お店・会社等の広告★販売促進の企画立案  
株式会社 本社 宇都宮市若草町2665  
(028)24-6879  
ミタカ 支社 宇都宮市西2丁目3-9

代表取締役 大島 孝  


営業案内 ポスター・パンフレット・DM  
チラシ・新聞広告・撮影・ベーバーパッフ  
記念品・販売促進用品



